Ｊ　社　　会　　保　　障

Ｊ－１社会福祉施設

Ｊ－１－１保育所数　　Ｊ－１－２保育所定員

資料元　茨城県厚生総務課「保健医療福祉施設等一覧」，厚生労働省「社会福祉施設等調査」

資料元について

●社会福祉施設等調査……毎年１０月１日現在で，全国の社会福祉施設等の数，在所者，従事者の状況等を把握し，社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

Ｊ－１－１　保育所数，Ｊ－１－２　保育所定員

保育所とは，その児童の保護者が就労，疾病，病人等の看護を日中常態としているため，その児童の保育にあたれず，かつ同居者がその児童の保育にあたることができない場合，保護者に代わって日々保育する児童福祉施設である。

保育所数は，都道府県知事の認可を受けた保育所の総数であり，企業等がその従業者のために開設した託児所等はここでいう保育所には含まれない。

なお，保育所定員は，「社会福祉施設等調査」によるもので，公営及び私営の数値の合計である。

Ｊ－２社会保障対象者

Ｊ－２－１生活保護被保護世帯数（年度間平均）　Ｊ－２－２生活保護被保護実人員（年度間平均） Ｊ－２－３身体障害者手帳交付数

資料元　茨城県福祉指導課資料，茨城県障害福祉課資料

○生活保護

生活保護法に基づいて国が生活に困窮する全ての国民に対し，困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し，その自立を助長することを目的として，最低限度の生活需要の不足分を給付する制度である。

生活保護の給付は，原則として世帯を単位としてその要否及び程度が定められるが，個人を単位として定めることもできる。

生活保護の扶助には，次の８種類がある。

①生活扶助……衣服，その他日常生活に必要な金銭（現物）の給付を行う。
②教育扶助……義務教育を受けるために必要な金銭（現物）の給付を行う。
③住宅扶助……居住に必要な金銭（現物）の給付を行う。
④医療扶助……治療を受けるに必要な金銭（現物）の給付を行う。
⑤介護扶助……介護に必要な金銭（現物）の給付を行う。
⑥出産扶助……出産に必要な金銭（現物）の給付を行う。
⑦生業扶助……生業，あるいは就労に必要な金銭（現物）の給付を行う。
⑧葬祭扶助……葬祭のために必要な金銭（現物）の給付を行う。

これらの扶助は，要保護者必要に応じ，単給又は併給して受けることができる。

保護は，要保護者，その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始される。ただし，要保護者が急迫した状況にあるときは，保護の申請がなくても必要な保護を行うことができる。

Ｊ－２－１　生活保護被保護世帯数（年度間平均），Ｊ－２－２　生活保護被保護実人員（年度間平均）

現に保護を受けた世帯，人員及び保護停止中の世帯，人員の計である。

現に保護を受けた世帯，人員は，保護給付を併給されていても１人として数えられている。

なお，月単位で把握された数の年度間月当たり平均値である。

Ｊ－２－３　身体障害者手帳交付数

各年度末現在における身体障害者手帳交付台帳登載数をまとめたものである。紛失などによる再交付分は含まれていない。

○身体障害者手帳

身体に障害のある者（本人が１５歳未満の場合はその保護者）が都道府県知事の定める医師の診断書を添えて申請し，これに基づき居住地の都道府県知事（茨城県の場合は福祉相談センター）が審査し，交付するものである。

Ｊ－３民生委員（児童委員）

Ｊ－３－１民生委員（児童委員）数　Ｊ－３－２民生委員（児童委員）相談・支援件数

資料元　茨城県福祉指導課資料

Ｊ－３－１　民生委員（児童委員）

民生委員法及び児童委員法に基づき，都道府県知事又は政令指定都市及び中核市の市長が推薦し，厚生労働大臣が委嘱した者である。

民生委員（児童委員）の活動は，地域住民の福祉増進のための相談，指導など自主的活動や，福祉事務所等の関係行政機関への協力活動と広範囲に及んでいる。また，任期は３年とされているが，何らかの理由で欠員が出た場合は，新たに補欠が推薦され，その任期は前任者の残任期間とされている。

なお，民生委員（児童委員）の定数は，厚生労働大臣の定める基準に従い，都道府県知事，市町村長の意見に基づいて定められている。

Ｊ－３－２　民生委員（児童委員）相談・支援件数

民生委員法及び児童福祉法の規定に基づく民生委員（児童委員）が，地域住民の福祉増進のための介護保険，健康・保健医療，子育て，母子保健，子どもの地域生活，子どもの教育・学校生活，生活費，年金，保険，仕事等に関する相談・指導等の活動状況を合計した延べ件数をいう。

Ｊ－４福祉活動状況

Ｊ－４－１共同募金額

資料元　茨城県共同募金会資料

Ｊ－４－１　共同募金額

一般募金（法人・学校職域・戸別・その他）と歳末たすけあい募金の合計である。

Ｊ－５生活福祉資金

Ｊ－５－１生活福祉資金貸付件数　Ｊ－５－２生活福祉資金貸付額

資料元　茨城県社会福祉協議会資料

Ｊ－５－１　生活福祉資金貸付件数，　Ｊ－５－２　生活福祉資金貸付額

貸付額は，新規に申し込みのあったものに対して，年度中に貸付け決定した貸付額である。資金の種類は，総合支援資金，福祉資金，教育支援資金，住宅資金，不動産担保型生活資金の４種類があり，それぞれ貸付限度額，償還期間などが定められている。

○生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者，障害者の生活を経済的に支えるとともに，その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度である。都道府県社会福祉協議会を実施主体として，県内の市町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。低所得世帯，障害者世帯，高齢者世帯等世帯単位に，それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金，たとえば，就職に必要な知識・技術等の習得や高校，大学等への就学，介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行う。

Ｊ－６国民年金

Ｊ－６－１国民年金被保険者数：＃第１号被保険者，＃第３号被保険者
Ｊ－６－２国民年金受給権者数：＃老齢給付分　Ｊ－６－３国民年金受給年金額：＃老齢給付分

資料元　厚生労働省「国民年金事業年報」

○国民年金制度

農林漁家従事者，自営業者などを対象として，老齢，障害，死亡など所得能力の喪失に対して本人や遺族の生活の安定を図るために一定の年金給付を行うことを目的として，昭和３６年４月に発足した制度である。

戦後の平均寿命の伸長により急速に高齢化が進んでいることから国民全体の公平性の確保を目的として，他の公的年金制度加入者をも含め，基本的に２０歳以上６０歳未満の国民を被保険者とする新制度が昭和６１年４月から施行された。

また，給付面においては，新制度では，基礎年金（老齢基礎年金，障害基礎年金，遺族基礎年金）の考え方を導入し，被用者年金制度を含めた公的年金制度の基礎的給付部分を一元化したものになっている。

Ｊ－６－１　国民年金被保険者数

被保険者は，２０歳以上６０歳未満をを対象とし，次の４種類に分類される。

①第１号被保険者……農林漁家従事者，自営業者，学生等
②第２号被保険者……厚生年金保険など被用者年金制度の加入者（民間サラリーマン，公務員等）
③第３号被保険者……第２号被保険者の被扶養配偶者
④任意加入被保険者……６０歳以上満６５歳未満の者，２０歳以上６５歳未満の外国在住の日本人等

なお，本書では，第１号被保険者数及び第３号被保険者数を掲載している。

Ｊ－６－２　国民年金受給権者数

国民年金受給権者とは，国民年金法に基づく各種年金を受給する権利をもち，本人の請求により裁定された者をいう。この受給権者には，所得制度や他の公的年金との関係で支給停止されている者も含む。

なお，受給権者数のうち，老齢給付受給権者数を内数で掲載した。

また，市町村の合計値と県値が一致しないのは，県値に住所不明者分を加算しているためである。

Ｊ－６－３　国民年金受給年金額

国民年金受給年金額とは，国民年金受給権者数が有する年金総額のうち，支給停止額（支給停止されている者が，仮に支給停止されていない場合に支給される額）を除いた額をいう。

なお，受給年金額のうち，老齢給付分を内数で掲載した。

また，市町村の合計値と県値が一致しないのは，県値に住所不明者分を加算しているためである。

Ｊ－７国民健康保険

Ｊ－７－１国民健康保険被保険者数（年度間平均）　Ｊ－７－２国民健康保険医療費

資料元　茨城県厚生総務課「国民健康保険事業状況」

資料元について

●国民健康保険事業状況……各国民健康保険者の国民健康保険事業報告書（事業年報）に基づき，茨城県の国民健康保険事業の運営状況を取りまとめたものである。

Ｊ－７－１　国民健康保険被保険者数，Ｊ－７－２　国民健康保険医療費

被保険者の適用者以外の一般国民を対象とし，その疾病，負傷，出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うことを目的とする制度である。

保険者は，市町村と市町村が行う国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときに限って都道府県知事の認可を受けて設立する国民健康保険組合である。

他の医療保険加入者や生活保護受給世帯を除く全ての人が被保険者となる。本書では，保険者が市町村であるものについて掲載している。

Ｊ－８後期高齢者医療

Ｊ－８－１後期高齢者医療平均被保険者数（年度間平均）　Ｊ－８－２後期高齢者医療費

資料元　茨城県後期高齢者医療広域連合「後期高齢者医療概況」

○後期高齢者医療

老人保健法（昭和５７年法律第８０号）により昭和５８年２月１日から実施されていた老人保険制度が廃止され，「後期高齢者医療制度」として，平成２０年４月１日から実施された。

後期高齢者医療の対象となるのは，満７５歳以上（満６５歳以上満７５歳未満で一定の障害がある者で，市町村長が認めた者も含む）で，後期高齢者医療を受けようとする者がその市町村に居住を有する場合である。なお，生活保護を受けている場合や，在留資格が１年未満で日本の国籍を有しない場合等は，対象とならない。

Ｊ－８－１　後期高齢者医療平均被保険者数（年度間平均）

後期高齢者医療制度による被保険者の年度間平均をいう。

Ｊ－８－２　後期高齢者医療費

後期高齢者医療制度による医療給付額をいう。

Ｊ－９医療福祉費支給制度

Ｊ－９－１医療福祉費支給制度対象者数

資料元　茨城県厚生総務課資料

Ｊ－９－１　医療福祉費支給制度対象者数

医療福祉費支給制度の対象となる重度心身障害者，小児，ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭），妊産婦などの合計の数である。市町村独自の上乗せ分については含まれていない。